

【添付書類についての注意事項】

▶ 添付書類①：

・同居親族への贈与の場合

⇒新補助事業者の住民票（「世帯全員記載」のもの）  
（これにより、現補助事業者と新補助事業者が  
同一世帯であることを確認させていただきます）

・補助事業者の親族として同居していた者への贈与の場合

⇒新補助事業者の住民票(a)と、戸籍謄本あるいは離婚  
受理証明書等(b)の2種類の書類  
（(b)により、現補助事業者との関係(親族として  
同居していた)を確認させていただきます）

▶ 添付書類②：


(注)電灯契約者名義が、新補助事業者に変更されている  
ことをご確認ください。

JPEAへ送付する日を記入ください

平成 27年 5月 20日

交付決定通知書に記載されている14桁の番号です

〔補助事業者〕

交付または 受理番号	50009999990019
氏名	太陽光 次郎 
住所	〒279-**** 千葉県浦安市〇〇町1丁目2番333-1
電話番号	047-987-6****

認印可  
※シャチハタ除く

補助事業者名義変更申請書(贈与用)

下記のとおり 補助対象システムを贈与しますので、補助事業者の名義変更を申請いたします。

記

1. 新補助事業者:

ふりがな 氏名	たいようこう さぶろう 太陽光 三郎	現補助事業者 との続柄	子
住所	〒 279 - **** 千葉県浦安市〇〇町1丁目2番333-1		
電話番号	047-987-6****		

2. 贈与の理由:

同居する家族に家屋を贈与するため、家屋に付随する設備として補助金対象  
であった太陽光発電システムも併せて贈与する

3. 贈与(名義変更)にあたっての確認事項 **新補助事業者氏名を記入ください**

新補助事業者( **太陽光 三郎** )は、現補助事業者と同じく、住宅用太陽光発電導入支援対  
策費補助金交付規程、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業実施細則、住宅用太陽光発電導入  
支援復興対策事業実施細則、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度  
普及促進復興対策事業実施細則に基づき、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理  
者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図るべきであること  
を確認し了解致しました。

新補助事業者	太陽光 三郎 
--------	--

認印可  
※シャチハタ除く

4. 添付書類

- ① 新補助事業者の住民票(家族全員の記載・同居以外の場合は戸籍謄本)
- ② 新補助事業者による電力受給契約書写し(検針票コピー可)

以上

個人情報に関する事項:

本書により得られた個人情報は、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等の交付に関わる目的並びに各都道  
府県における住宅用太陽光発電の補助金等に関わる目的以外に使用する事は致しません。